

農業労働環境整備事業関係 Q&A

1 対象者

① 労働者を雇用する農業者とあるが、繁忙期のみパートさんに来てもらっていても対象になるか。

繁忙期のみ雇用している場合も対象となります。

② 派遣の場合も対象になるか。

派遣も対象になります。派遣の状況を確認できる書類が必要です。

③ 申請時に雇用している者がいないが、申請できるか。

申請時に雇用していなくても、実績報告時（令和5年2月10日期限）までに、雇用していることがわかる資料を提出できるのであれば申請できます。

④ 令和4年度中に農福連携の取組を開始する予定であるが、申請時に福祉事業所等との契約が終わっていない場合でも補助率の上乗せ対象になるか。

申請時に取組実績がなく、申請後に令和4年度中に取組を行う契約を福祉事業所等と締結する場合、補助率の上乗せは、実績報告時（令和5年2月10日期限）までに、契約書等の提出があった時点で対象とします。

他の上乗せ要件についても、期限までに資料の提出があり、要件に該当することが確認できた時点で上乗せの対象とします。

⑤ 「農の雇用事業」で就農希望者を研修生として受け入れたことがあるが、補助率上乗せの要件に該当するか。

補助率の上乗せ要件として挙げている農業研修生の受入は、公的機関（国，道，市町村，農業系の大学，短大，高校等）の依頼によることが確認できる場合に限ります。「農の雇用

事業」の研修生受入は対象外です。

⑥ 「令和2年度 新しい生活様式に対応した農業労働環境整備事業」で補助を受けた農業者は申請可能か。

新たな施設の整備や増設の申請は可能です。前回整備した施設の改修は対象外です。

2 事業内容

① 感染症予防の対策は、事業内容に掲げられているものすべてを整備しなければならないのか。

すべてを導入する必要はありません。御事情に合わせて必要なものを整備してください。

② 上限額は、導入するもの個別に適用されるのか。

上限額は、1経営体ごとに適用され、複数の機械・施設を導入した場合でも上限額は100万円（上乗せ要件に該当する場合150万円）となります。

申請時期が異なる複数の申請を行った場合も、1経営体で合算します。

例1：トイレ、手洗い場付き休憩所220万円の1/2 110万円
合計額の110万円と100万円のいずれか低い方となるため補助額は100万円

例2：スーパーハウス150万円の1/2 75万円
エアコン 30万円の1/2 15万円
仮設トイレ 10万円の1/2 5万円 計 95万円
合計額の95万円と100万円のいずれか低い方となるため補助額は95万円

例3：1回目→180万円のスーパーハウスを導入し1/2の90万円の補助
合計額の90万円と100万円のいずれか低い方となるため補助額は90万円
2回目→補助上限額は100万-90万=10万円となるため
30万円のエアコンを導入した場合（1/2は15万円）
15万円と10万円のいずれか低い方となるため補助額は10万円
なお、上限額は、予算の執行状況や申請の状況により変動する場合があります。

③ 従業員用のトイレを設けておらず、家のトイレを使ってもらっているが、家のトイレの改修は対象になるか。

家族が日常生活においても使用するトイレについては対象としません。

④ 従業員休憩所として使っている納屋に、換気・空調設備を整備することは、補助対象となるか。

対象となります。ただし、本事業で整備した換気・空調設備は事業の目的以外の用途に使用できないため、設置場所については慎重に検討してください。

⑤ 休憩所等には休憩所のほか何が対象になるか。

休憩所のほか、雇用労働者が農業生産活動（集荷・選果・袋詰めなど）に従事する場所を含みます。

⑥ エアコン、トイレ、手洗い場付きのスーパーハウスを整備しようと思うが補助対象となるか。

補助対象となります。

ただし、補助対象事業に例示されているもの以外のものをオプション等で付ける場合、オプション部分は補助対象外となります。

【例 スーパーハウスに、エアコン、従業員用のテレビや冷蔵庫を設置する場合】

機械・施設	補助の可否
スーパーハウス本体代	○
配送料	○
設置工事費	○
エアコン	○
設置工事費	○
エアコン設置に伴う電源工事費	○
テレビ本体代	×
冷蔵庫本体代	×

⑦ 労働者が作業場として使っている納屋に換気用の窓を作るのは補助対象となるか。

なります。(要綱第4条別表の事業内容の「5市長が特に認めるもの」とします。)

⑧ 休憩所について、自分で材料を買ってきて組み立てても良いか。

材料を購入し、ご自身で組み立てる場合も補助対象となりますが、購入した具材がどのように使われるのか完成図や補足説明の添付が必要です。

なお、汎用性の高いもの(ビニールハウスなど)を休憩所とする場合、耐用年数のあるうちは他の用途に使用できない旨、十分に理解していただいた上で補助申請をお願いします。

⑨ 個人間で中古品を売買する場合も補助対象となるか。

個人間での中古品も補助対象となりますが、その場合、取引価格が市場価格とかい離していないことを確認する必要があります。(合い見積もりなどを準備してください。)

3 補助対象期間

① 補助の対象期間はいつか。

申請後、交付決定を受けてから実施し、令和5年2月10日までに完了する事業が対象です。

② 交付決定後に発注した機械(エアコン等)が令和5年2月10日までに納品されなかった場合、納品後に事業実施報告を提出し、補助金を請求することは可能か。

令和5年2月10日までに完了している事業が対象であり、社会情勢等により納品が遅れた場合でも、期限に間に合わない場合は補助の対象外となります。機械・施設等の納品が間に合うか、購入予定の業者に十分確認の上、申請してください。

4 補助金請求

① 補助金はいつ入金されるのか。概算払いは可能か。

精算払となり、事業完了報告後、補助金の請求をいただいてから15日以内にお支払いします。概算払いはできません。

② 支出を証する書類とあるが具体的に何を用意すればよいのか。

次のものを用意してください。

なお、証拠書類に不備がある場合は補助金のお支払いができませんので、ご注意ください。

- ・請求書（写）

- ・領収書（写）

- ※口座引き落としの場合、口座名義及び取引が確認できる部分の通帳のコピー

- ・購入した機械・施設の写真（どこに設置したのか確認できるもの）

5 財産の管理

① 補助金で購入したものが不要になった場合、処分して良いか。

補助事業で購入したものは、耐用年数が過ぎるまで、交付目的に反して利用、譲渡、交換、貸し付け、又は担保にすることはできませんので、大切に管理してください。（今回の補助事業で導入したことが分かるように補助金の名称のシールを貼るなど他のものと区別がつくようにしてください。）

やむを得ず処分をする場合は、市の許可が必要になりますので事前にご相談ください。

また、売却して収入を得た場合、収入の全部又は一部について返還となりますのでご注意ください。

【参考】

機械・施設	耐用年数
仮設トイレ（簡易建物：仮設のもの）	7年
手洗い場（農業用設備）	7年
スーパーハウス（簡易建物）	7年（掘立て造りのもの及び仮設のもの） 10年（木製主要柱が10cm角以下のもので土居ぶき、杉皮ぶき、ルーティンぶき又はトタンぶきのもの）
エアコン（冷房用機器）	6年

※耐用年数については、新品・中古の別で計算が異なります。

※購入する機械・施設の機能によって、耐用年数が異なる場合があります。

- ② 賃金台帳を作成していない場合、前年度の確定申告の雇用労賃の確認で足りるのか。
それとも別に領収書などが必要になるのか。

確定申告の写しについては、農業実態の有無を把握するための提出書類であるため、今年度の雇用の状況を確認できる別の書類の提出が必要です。賃金台帳がない場合は、領収書など、雇用していることが確認できる資料の提出をお願いします。

【8月4日追加】

- ① スポットクーラー（移動式のエアコン）は補助対象になるか。

なります。（要綱第4条別表の事業内容のうち「5 その他感染症予防に効果的であり、かつ労働環境の向上に資すると特に市長が認めるもの」に該当します。）

ただし、本事業で整備した設備は事業の目的以外の用途に使用できないため、設置場所については慎重に検討してください。

- ② 法人のメンバーが北海道指導農業士や北海道農業士に該当する場合、補助の上乗せ要件に該当するか。

法人の場合、代表者の方が該当する場合のみ、補助の上乗せ要件に該当するものとします。

③ 申請時，見積書の代わりに，商品の価格や型番等が掲載されたホームページ画面の印刷でも対応可能か。

交付決定後にもその価格である保証はなく，もし値上がりしていても交付決定額は変更できない可能性があります，それを理解した上で申請に使用することは可能です。

④ 北海道農業士であるが，上乘せ要件確認のための書類は必要か。
また，旭川市の依頼により農業研修生の受入をしているが，確認書類は必要か。

令和4年2月までに認定されている北海道指導農業士及び北海道農業士については，名簿で確認できるので書類は不要です。それ以降の認定又は令和4年度中に認定される予定の方はご相談ください。

旭川市の依頼による農業研修生の受入については，確認書類は不要です。